

【賃金改善に関する要求事項】

| | |
|---|-------------------------|
| 番号 | 4 (1) |
| 項目 | 賃金に成績主義を反映させないこと。 |
| <p>(回答)</p> <p>評価結果の勤勉手当への成績率の反映につきましては、これまでも勤務実績のよりの確な反映のために、平成 19 年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。</p> <p>平成 30 年度より実施しております人事評価結果の勤勉手当への反映につきましては、平成 29 年度の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたとおりです。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 |

| | |
|---|--------------------------|
| 番号 | 4 (2) |
| 項目 | 月例給については、全職員の給料表を引き上げること |
| <p>(回答)</p> <p>今年度につきましては、月例給に係る本市人事委員会からの勧告がいまだ示されていない状況です。今後、本市人事委員会から勧告が示された際には、その内容を踏まえ、給料表の改定等について、本市全体で検討の上、お示ししてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 |

| | |
|---|-------------------------------------|
| 番号 | 4 (3) |
| 項目 | 同一職務内容でありながら賃金に格差を設ける主務教諭制度を廃止すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職につきましては、本市が抱える、管理職希望者数の減少といった喫緊の課題の解消を図るため、また教員の人材育成に資するため、平成30年4月より教諭と首席・指導教諭の間に設置しております。</p> <p>教員のキャリアパスを新たに構築することで、がんばっている教員がよりがんばれるような、意義のある制度となるよう、引き続き運用してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 4（4） |
| 項目 | 教育職給料表において特2級を廃止すること。 |
| <p>（回答）</p> <p>学校における教育課題が多様かつ複雑化する中で、学校運営組織については、組織的で機動的な体制の構築が求められるとともに、教職員一人ひとりについては、学習指導をはじめ生徒指導など児童・生徒を指導していく教育の専門職としての能力・指導力の向上が求められていることを踏まえ、これらに対応する責任体制を整備する必要性から、新たな職として、学校に校務の要となる「首席」を、教職員の指導力の向上に当たる「指導教諭」を平成19年度より配置してまいりました。</p> <p>首席及び指導教諭につきましては、その職務の特性を鑑み、教育職給料表の2級と3級との間に新たに特2級を創設し、首席及び指導教諭に適用することといたしました。</p> <p>今後とも、国や他都市、大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 4 (5) |
| 項目 | 労働基準法通り時間外手当を支給すること。また支給率は 135/100 を下限とすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>時間外勤務手当につきましては、適切な時間外命令に基づく時間外勤務に対して、適正な時間外勤務手当を支給しているところです。</p> <p>また、教員に対して時間外勤務手当を支給することについては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、困難でございます。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |

| | |
|---|---------------------------|
| 番号 | 4 (6) |
| 項目 | 諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の給与に関する条例」に基づき、支給したいと考えております。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |

| | |
|---|-------------------------|
| 番号 | 4 (7) |
| 項目 | 育児休業中の賃金を保障すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました育児休業中の賃金を保障することにつきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、困難でございます。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 4 (8) |
| 項目 | 2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り、常勤講師の賃金を2級に格付けすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、小中学校教育職給料表においては適用号給の上限を125号給から157号給へ、高等学校等教育職給料表においては140号給から157号給へ、令和2年度より引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、引き続き、他の自治体の動向を注視しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| 番号 | 4 (9) |
| 項目 | 再任用職員の賃金について、退職時の賃金の75%以上を支給すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>再任用職員の給与につきましては、平成30年度に人事院において、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について」意見の申出がなされました。これを受け、令和2年3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、審議未了で廃案となりましたが、同年7月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」とされております。</p> <p>今後とも引き続き国等の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>また、学校園に勤務する教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告からの意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 4 (10) ① |
| 項目 | <p>2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り非常勤講師・非常勤職員の待遇を正規職員と均等にする事。 非常勤講師の賃金を在校時間に応じて支給すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和2年4月からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む。）あたり2,880円としております。なお、当年度6月以上の任用があり、週当たりの所定勤務時間が15時間30分以上の非常勤講師につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、期末手当の支給対象としております。</p> <p>今後とも、本市及び他都市の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|--|---------------------------------------|
| 番号 | 4 (10) ② |
| 項目 | 非常勤講師・非常勤職員の雇用を保障し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>令和2年4月からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、非常勤講師の報酬につきましては、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む。）あたり2,880円としており、他の非常勤職員につきましては、原則として給料表に準じて報酬を決定する仕組みとしております。</p> <p>また、報酬に加えて、当年度6月以上の任用があり、週当たり勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員については、期末手当を支給することとしております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|---|---------------------------------|
| 番号 | 4 (10) ③ |
| 項目 | 非常勤講師・非常勤職員に常勤職員に準じた退職金を支給すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、退職手当につきましては、フルタイムの会計年度任用職員についてのみ、支給対象としております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|---|----------------------------|
| 番号 | 4 (10) ④ |
| 項目 | 時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給につきましては、その勤務形態の性質から、運用上は想定しておりませんが、各職種の担当と調整のうえ、真にやむを得ない事情により、超過勤務命令が校園長からあった場合につきましては、支給対象となるものと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|---|-------------------------|
| 番号 | 4 (11) |
| 項目 | 管理職手当を廃止すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>管理職手当につきましては、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務に係る困難性と高度の責任（職員の指揮・監督、担当業務の運営・管理等）について、本来給料表上の上位の格付けによって考慮されるのが原則であります。それだけでは十分に評価しきれない点もあり、給料と別の措置を取る必要性があることから、「職員の給与に関する条例」及び「職員の管理職手当に関する規則」に基づき、支給しているところでございます。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |

【年末一時金に関する要求事項】

| | |
|--|-------------------------|
| 番号 | (1) |
| 項目 | 年末一時金の支給割合を引き上げること。 |
| <p>(回答)</p> <p>要求いただきました年末一時金の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給したいと考えております。なお、今年度の期末勤勉手当の支給割合につきましては、別途ご回答させていただきます。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 |

| | |
|--|---------------------------|
| 番号 | (2) |
| 項目 | 一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました職務段階別加算を廃止することにつきましては、困難でございます。</p> <p>給与負担等の権限移譲に伴う交渉において、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算について、大阪市と同様の取扱いで運用させていただくと提案させていただいたとおりでございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 |

| | |
|---|-------------------------|
| 番号 | (3) |
| 項目 | 勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。 |
| (回答) 賃金改善に関する要求事項4 (1) で回答させていただいたとおりでございます。 | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 |

| | |
|--|---|
| 番号 | (4) |
| 項目 | 勤務時間数に関係なく全ての非常勤講師・非常勤職員に常勤職員に準じた年末一時金を支給すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、当年度6月以上の任用がある非常勤講師・非常勤職員（週当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）につきましては、期末手当の支給対象とする予定です。なお、支給月数につきましては、正規職員と同様にする予定です。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 |

| | |
|---|-------------------------|
| 番号 | (5) |
| 項目 | 再任用職員の支給割合を引き上げること。 |
| <p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました年末一時金の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給いたしたいと考えております。</p> <p>なお、今年度の期末勤勉手当の支給割合につきましては、別途ご回答させていただきます。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 |